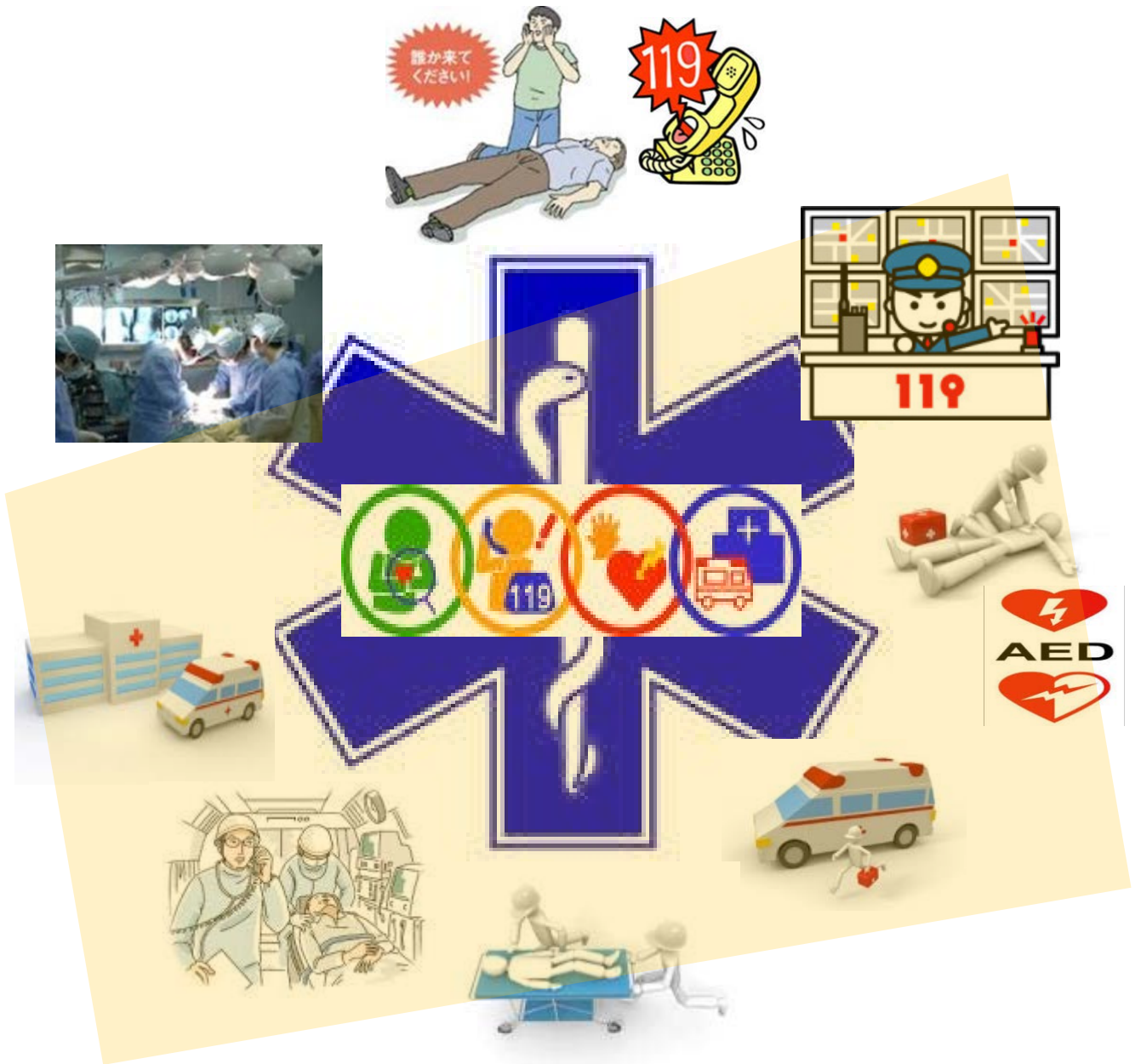


十日町地域救急業務連絡協議会

《推進内容》



平成 30 年 6 月現在

目次

| | | |
|-----|------------------------------------|-----|
| 1 | 十日町地域救急業務連絡協議会の設立経過について | P 1 |
| 2 | 十日町地域救急業務連絡協議会の推進事業 | P 1 |
| (1) | 十日町地域救急ステーション教育への協力 | P 1 |
| (2) | 県立十日町病院での勉強会開催時の協力 | P 1 |
| (3) | 応急手当の普及啓発 | P 1 |
| (4) | 感謝と支援 (Thanks & Support) カードの手渡し活動 | P 2 |
| (5) | 応急手当指導者の育成 | P 3 |
| (6) | 救命サポート事業の推進 | P 4 |
| (7) | 応急手当普及啓発連絡会の運営 | P 4 |
| (8) | 表彰規程の整備 | P 5 |

1 十日町地域救急業務連絡協議会について

十日町地域では、医師会、管内3つの救急告示病院、行政(十日町市・津南町)、県地域振興局健康福祉部(保健所)、消防本部で連携し、平成16年2月26日に協議会を設立。

その後、平成27年6月に魚沼基幹病院救命救急センターを中心とした魚沼地域メディカルコントロール協議会が設立され、十日町地区はこの協議会設置要綱に規程される地区メディカルコントロール協議会の区分となりましたが、各種事業の実施において2重構造の形となることから検討を重ねた結果、十日町地区メディカルコントロール協議会は平成30年3月31日で廃止となりました。

しかしながら、今まで実施してきた事業は地域の皆様にとって必要不可欠な団体であるため、十日町地域独自で十日町地域救急業務連絡協議会を平成30年5月18日に新組織として立ち上げる運びとなりました。これまでと変わらぬ事業を展開します。

当協議会における現在の構成は上記の他、十日町労働基準監督署・十日町警察署・十日町市中魚沼郡歯科医師会・県看護協会十日町支部・魚沼薬剤師会十日町市中魚沼郡支部となっており、応急手当の普及啓発等の推進に努めています。



2 十日町地域救急業務連絡協議会の推進事項

(1) 十日町地域救急ステーション教育への協力

十日町地域消防本部が県立十日町病院内に設置する「十日町地域救急ステーション」にて、救急救命士を含む救急隊員への各種教育を進める際の協力を行っています。

(2) 県立十日町病院での勉強会開催時の協力

県立十日町病院が開催する救急に関する勉強会等で運営側や受講者として関わり、協力を行っています。

(3) 応急手当の普及啓発

ア 普及目標 ※各市町住民基本台帳を参考

十日町市及び津南町の12歳から64歳(応急手当における実動年齢)までを対象とし、この年齢における人口総数に対し、3年間で受講者累計が20%に達することを目的に、応急手当を普及します。

イ 上記を目標とする理由

国の指針で「応急手当普及率の目安」が提示されており、この中で「住民の20～30%が応急手当等の講習を受けることにより、バイスタンダーの応急手当実施率が増し、結果、地域における救命率の向上に繋がる。」とされていることによります。

なお、12歳からとした区分は、心肺蘇生において胸骨圧迫時に、確実に圧迫できる技術レベルに達するのが、この年齢からとされていることによるもので、64歳については、2分間、確実に胸骨圧迫を続けられる年齢での目安です。

ウ 応急手当講習会の実施結果 (平成27年1月1日から平成29年12月31日まで)

| 区分 | a:管内人口 (住民基本台帳より) | b実動人口に対する目 標人数(20%) | c:受講者累計 (平成27年~) | d:対実動人口比 の受講率(%) | 目標達成率 (%) |
|-----|----------------------|------------------------|---------------------|---------------------|--------------|
| 十日町 | 53,681 | 5,812 | 4,257 | 14.7 | 73.2 |
| | うち実動人口 29,056 | | | | |
| 津南町 | 9,807 | 1,040 | 1,214 | 23.4 | 116.7 |
| | うち実動人口 5,198 | | | | |
| 合計 | 63,488 | 6,852 | 5,471 | 16.0 | 79.8 |
| | うち実動人口 34,254 | | | | |

エ 実施した応急手当講習会の内訳 (平成29年12月31日現在)

| 区分 | 平成27年 | | 平成28年 | | 平成29年 | |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 回数 | 人数 | 回数 | 人数 | 回数 | 人数 |
| 普通救命講習Ⅰ ※1 | 12 | 146 | 16 | 187 | 10 | 123 |
| 普通救命講習Ⅱ ※2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 普通救命講習Ⅲ ※3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 上級救命講習 ※4 | 1 | 2 | 0 | 0 | 1 | 3 |
| 救命入門コース(90分) ※5 | 58 | 1,329 | 69 | 1,406 | 60 | 1,402 |
| 救命入門コース(45分) ※6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 18 |
| その他講習 ※7 | 17 | 743 | 14 | 372 | 11 | 248 |
| 合計 | 88 | 2,220 | 99 | 1,965 | 84 | 1,794 |

※1 講習時間3時間、人工呼吸を含む心肺蘇生とAEDの活用方法並びに異物の除去法を行う講習。

※2 時間、内容は※1と同じ。心肺停止者に遭遇する可能性の高い職種の人を対象とする講習。

※3 講習時間3時間、主に小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生を含む救命処置を行う講習。

※4 講習時間8時間、AEDを含む心肺蘇生(成人、小児、乳児、新生児の全て)及び骨折時の手当や搬送方当を行う。

※5 講習時間90分、救急車が到着するまでにできる救命処置の基本に特化した講習。

※6 講習時間45分、訓練器材を申込人数分揃え、1人あたりの訓練時間を充実させた講習。内容は※5と同じであるが、訓練器材の関係から、申込人数に制限を設けている。

※7 上記以外の講習で、応急手当の必要性などの講話のみの講習会をいう。

(4) 感謝と支援(Thanks&Support)カードの手渡し活動

救急現場に居合わせた人(「バイスタンダー」という)が、応急手当を行っても、その効果が目に見える形で得られなかった場合、そのバイスタンダーが心的ストレスを受けることが指摘されたことを受け、その負担を軽減するために、救急隊が現場でバイスタンダーの活動を確認した時には、「感謝と支援のカード(通称:TSカード)」を直接手渡しする活動を、平成24年10月から実施しており、この相談窓口として、十日町保健所及び十日町市中魚沼郡医師会事務局から協力を得ています。

なお、平成29年中は、救急隊判断により39件に対し配布を行っています。

表

Special Thanks

救急活動にご協力していただきありがとうございました。救急隊が到着するまでの間、あなたのやさしさと勇気ある行動に心から感謝いたします。

十日町地域救急業務連絡協議会
十日町地域消防本部

裏

～応急手当を行ってくださった方へ～
救急現場において、目撃したこと、応急手当を行ったことで「夜間眠れない」、「急にそのときのことを思い出す」など不安なことがありましたら、下記相談窓口にご連絡ください。

相談窓口

十日町地域振興局 健康福祉部（十日町保健所）
TEL：025-757-2402
十日町市中魚沼郡医師会
TEL：025-752-3606
※いずれも、平日9時から17時の受付となります。

(5) 応急手当指導者の育成

ア 応急手当普及員養成※

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

| 事業所等区分 | 学校関係 | 行政関係 | 消防団員 (内女性消防団員) | 民間事業所等 | 合計(人) |
|--------|------|------|-------------------|--------|-------|
| 人数 | 64 | 45 | 92(22) | 101 | 302 |

※8時間×3日(合計24時間)で、応急手当に関する基礎知識や指導技法等を規定されたカリキュラムに沿って習得する講習会(十日町地域消防本部応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱による)。

イ 応急手当指導員養成※

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

| 事業所等区分 | 学校関係 | 行政関係 | 消防団員 (内女性消防団員) | 民間事業所等 | 合計(人) |
|--------|------|------|-------------------|--------|-------|
| 人数 | 0 | 0 | 10(3) | 4 | 14 |

※救命処置に関する基礎知識、指導技法及び救命処置以外の応急手当に関する知識の習得等を合計1,440分の規定されたカリキュラムで行う講習会(十日町地域消防本部応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱による)。なお、既に応急手当普及員資格を有している者が対象。

ウ 上記資格者を育成することのメリット

学校関係や消防団員に応急手当を指導できる資格が増えることにより、消防職員に頼らずに講習会を開催できるようになり、受講者の裾野を広げる効果があります。

また、資格取得講習は、通常の応急手当講習会よりも学習内容が高度であり、さらに時間も長いことから、知識及び技術力が身に付き、各事業所等における応急救護の現場でリーダーシップを発揮することも可能となります。

(6) 救命サポートの推進

ア 経緯

平成16年7月に、医療従事者以外でも自動体外式除細動器(AED)の使用が可能となったことを受け、この機器の普及とバイスタンダーによる救命処置の必要性を訴えるべく、平成18年9月に救命サポート交付要綱を定め、自動体外式除細動器(AED)を設置している事業所等に対し、当該事業所等の関係者や従事者であることに関わらず、その事業所の近くで救命を要す事態に陥った人が発生した場合に、AEDの活用を含め無償で救護活動を支援していただけるように広報を開始しました。

結果、各種事業所等が社会貢献の一環として、これに協力していただけることとなり、平成30年4月1日現在で、146の事業所に対し、救命サポート標章を交付しています。

イ 平成29年度における標章交付

- ・株式会社 津南高原開発 ニューグリーンピア津南
- ・越後妻有上郷グローブ座
- ・株式会社 イイキ
- ・株式会社 共立舗装
- ・介護老人保健施設 希望の里 松涛園
- ・十日町市博物館
- ・津南町活動支援センターいこいの家 計7事業所

※サポート事業所からの協力は、開館・就業・営業時間に限ります。

ウ AEDマップ

救命サポート事業所に加入していただいた事業所等(平成30年4月現在146事業所)は、「AEDマップ」への掲載と、消防本部ホームページ上で公開し、自由にダウンロードを可能としています。

また、応急手当講習会や各種イベント等では「AEDマップ」を配付し、地域住民が広くAEDをいざという時に活用できる様、環境整備を進めています。

(7) 応急手当普及啓発連絡会の運営

平成21年9月3日、応急手当の効果的な普及を図る目的で「応急手当普及啓発連絡会」を設立し、運用を開始するとともに年1回の総会を開催し、応急手当の普及に関する検討及び指導技法に係る伝達、並びに救命処置である心肺蘇生の実技確認などを実施しています。

なお、平成30年3月31日現在の会員数は、一般事業所等85人、学校関係59人、消防団員102人、行政45人で合計291人です。

(8) 表彰規程の整備

平成20年6月1日、十日町地域メディカルコントロール協議会(現在十日町地域救急業務連絡協議会)表彰規程を整備し、救命活動等功労のあった方への表彰を開始しています。

これまでの表彰内容は以下のとおりです。

- ① 第1回 平成20年6月30日表彰
スポーツ中における心肺停止事案に対するAED使用を含めた迅速な救命処置の実施に対し、1名を表彰。
- ② 第2回 平成23年7月6日表彰(社会復帰)
市内自動車学校における心肺停止事案に対するAED使用を含めた迅速な救命処置の実施に対し、2名を表彰。
- ③ 第3回 平成23年12月26日表彰(社会復帰)
市内飲食店における心肺停止事案に対するAED使用を含めた迅速な救命処置の実施に対し、3名を表彰。
- ④ 第4回 平成24年7月25日表彰(社会復帰)
市内道路上での心肺停止事案に対する迅速な通報と救命処置の実施に対し、2名を表彰。
- ⑤ 第5回 平成26年5月28日表彰(社会復帰)
市内工事現場における心肺停止事案に対する迅速な通報と救命処置の実施に対し、2名を表彰。
- ⑥ 第6回 平成27年3月29日表彰(社会復帰)
市内飲食店における、窒息による呼吸停止事案に対する迅速な救命処置の実施に対し、1名を表彰。
- ⑦ 第7回 平成28年1月30日表彰(社会復帰)
スポーツ中における心肺停止事案に対するAED使用を含めた迅速な救命処置の実施に対し、1名を表彰。

【地域住民等による応急手当の実施状況】

| 区分 | 平成27年中 | 平成28年中 | 平成29年中 |
|-------------|--------|--------|--------|
| 心肺停止者救急搬送件数 | 115 | 97 | 110 |
| 応急手当実施数 | 80 | 61 | 64 |
| 除細動(AED)実施数 | 3 | 1 | 0 |
| 社会復帰数 | 4 | 1 | 3 |

※ 除細動実施数=社会復帰数ではありません。